

中核市に関する庁内検討会 第2回

令和4年11月11日(金)

企画調整部 企画政策課

◎ なぜ中核市を検討するのか

地方自治体を取り巻く環境

人口減少や少子高齢化、経済の長期低迷や不安定な雇用情勢、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまで経験したことのない厳しい時代を迎えている。

地方分権改革が進められ、地方の裁量が一層拡大し、今まさに地方公共団体の行政能力が問われている。

佐賀市でも

住民に最も身近な基礎自治体として、自らの役割と責任において、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い市民サービスを提供する必要がある。

人々が安全で安心して暮らせるため
将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指す

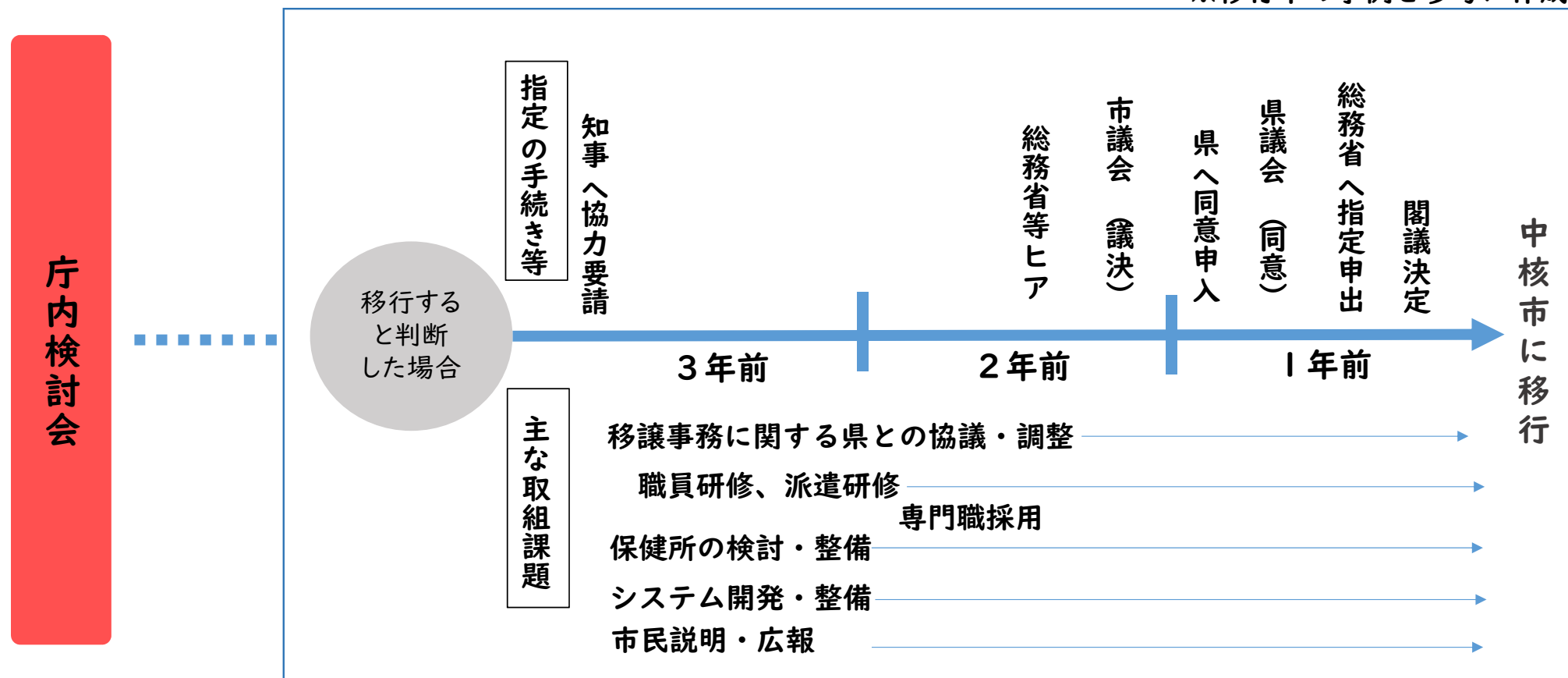
◎これまでの調査・検討の流れ



◎ 中核市へ移行するまでの流れ

<再掲>

※移行市の事例を参考に作成



目次

- 1 調査結果の報告（中間）
 - 01 報告事項① 移行した場合の5つ効果
 - 02 報告事項② -移譲事務の整理-
 - 03 報告事項③ -効果と課題-
- 2 今後、調査研究が必要な事項
- 3 目指す都市像（先行中核市の事例）

報告事項① 移行した場合の5つ効果

- 1 行政サービスの効率化が図られる
- 2 きめ細かな行政サービスの提供
- 3 総合的な保健衛生サービスの提供
- 4 独自のまちづくりを展開
- 5 市全体の活性化

◎報告事項① 中核市へ移行した場合の効果

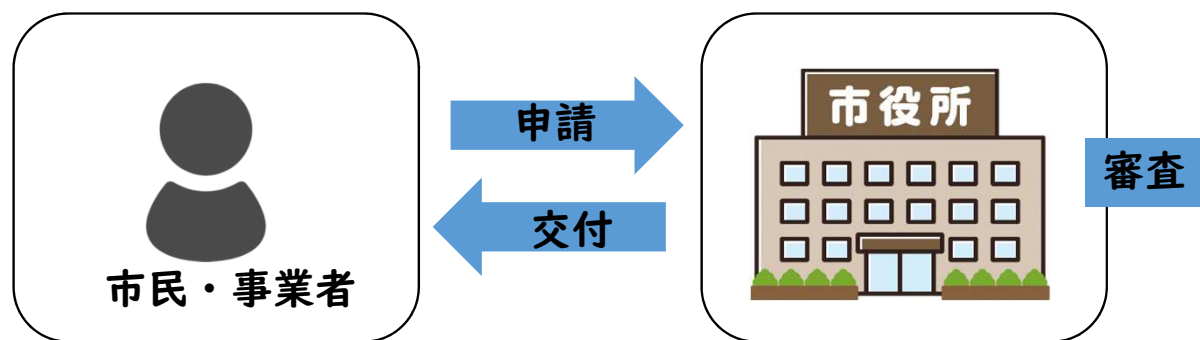
行政サービスの効率化

行政サービスの効率化

民生行政

環境行政

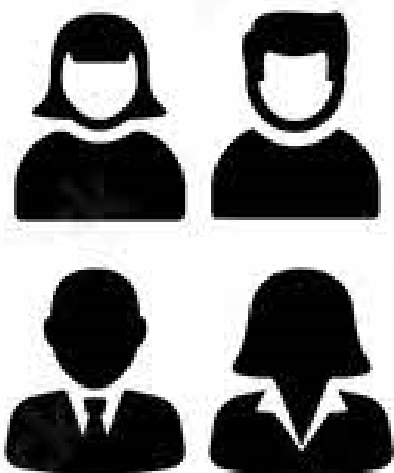
- ・市役所で一連の業務が完結するので、手続きが便利になる。
- ・手続きのワンストップ化による事務処理のスピードアップを図ることができる。



具体例

- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・身体障害者手帳の交付
- ・特定不妊治療費の助成
- ・小児慢性特定疾病医療費の給付
- etc.

市民



<小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援>

子ども医療との重複利用があり償還が必要な場合、**窓口が一本化**されたため、**負担が減った**。

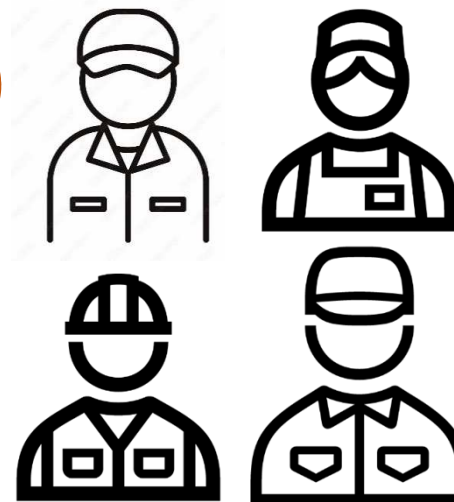
<特定不妊治療費助成>

申請時、住民票や所得証明等が省略されたことで、**手続きが簡略化**されたよかった。

<身体障がい者手帳に係る手続き>

手帳の申請から受取りまで**迅速**になった。

事業者



<ばい煙発生施設等の届出、指導>
<大気汚染状況の常時監視>

「対応**窓口が一本化**し、分かり易くなった」

「公害関係届出や苦情処理の**窓口が一本化**したため複数の窓口に行く必要が無くなり、**時間が短縮**した」

＜事務処理の迅速化＞

身体者障害者手帳や福祉施設の設置許可・監督等の移譲されている事務について、処理に要する**期間が短縮**され、**市民サービス向上**につながっている。

身体障害者手帳の申請等に付随する各種福祉サービスの支給決定等において**迅速化・効率化**が図られている。

母子自立支援員設置により、一体的に母子寡婦貸付業務を行うことで、母子家庭への自立支援について**効率化**が図られている。

母子寡婦福祉資金の貸付事務の**サービスが向上**した。

※2か月に1回の受付 ➡ 毎月受付、住民票の添付が不要になった。

条例で規制等を強化した分野もあり、市民からの苦情が寄せられることもあるが、**相談・手続き等を一本化**したことで、**サービスの迅速化・効率化**が図られた。



＜市職員＞

◎報告事項① 中核市へ移行した場合の効果

2

きめ細かな行政サービスの提供

2 きめ細かな行政サービスの提供

保健衛生行政

民生行政

- ・市民生活に密着した多くのサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことができる。
- ・地域の事情に詳しい市が行なうことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができる。

民生委員の定数決定や研修



社会福祉法人や保育所、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の指導監査



事業者



<保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査>
<指定居宅サービス事業者等の指定、実地指導>

「従前、県において隔年で実施していたものを、毎年度市が実施することで、より**指導監督の重要性を感じた**」

<指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導>

「担当者の顔が見えるようになり、制度説明等の対応などを**丁寧**に行ってもらえている」

<特別養護老人ホーム等の設置認可、指導監査>

「給付事務等を担当している市とはより身近な関係であることから、法解釈の説明や現場での対応等、**丁寧かつ迅速に対応**してもらった」

< きめ細かな行政サービス >



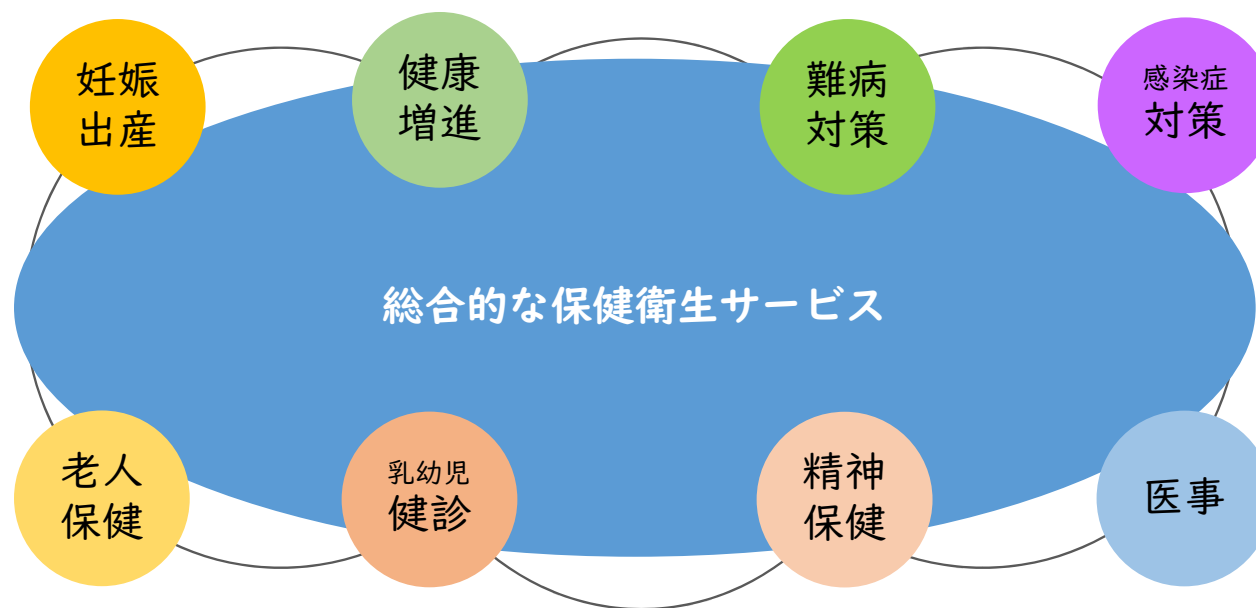
< 市職員 >

保健福祉の充実	・指導監査業務により、施設や施設入所者の実情がより 詳しく把握でき、施設入所希望者等の相談にきめ細かく対応できている。 ・社会福祉施設から直接情報が収集できるため、きめ細かな行政サービスが提供できるようになった。
廃棄物対策	・市単独で廃棄物全般に対応できるようになったことで、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれであっても調査・指導ができ、苦情や相談の処理をワンストップで行っている。
公害対策	・大気や水質の管轄が市になるため、環境問題の苦情・相談等に関して一元的にきめ細かな対応が可能となった。
屋外広告 景観対策	・通報があった場合などに職員により迅速な対応がとることができるほか、市民に権限を委任し、官民合同で撤去を行うなど、景観行政を包括的に実施できるようになった。

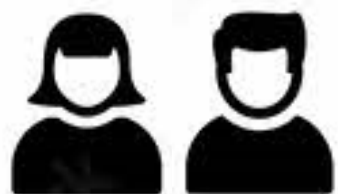
3 総合的な保健衛生サービスの提供

保健衛生行政

- ・ 健康相談、保健指導、健康診断等のサービスと、保健所の専門的な機能が一体化できる
- ・ より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供ができる。
- ・ 市民の健康づくりや安全・安心な市民生活の確保等を一体的に推進することができる。



市民



<小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援>

「乳幼児期からかかわっている保健師等がいるので**相談しやすい**」

「稀な疾病のため、同じ疾病の**保護者と交流**したいと思いながら機会が持てずにいたところ、交流会に誘っていただき、**交流を持つ**ことができ良かった」

<母子父子寡婦福祉資金の貸付>

- ・「相談時点から連絡を取り合えたことで、貸付**相談が円滑**に進み、入学金の支払日に間に合わせることができて助かった」
- ・「市民に身近な市役所が申請相談から償還まで**一貫した事務**を行うようになったため、父子家庭でも**安心して気軽に相談**することができた」
- ・「これまでは償還における家庭訪問の日程調整等が難しかったが、**迅速に対応**してもらえるようになり**利便性が向上**した」

＜総合的な保健衛生サービス＞



＜市職員＞

市民対応

・保健予防、環境衛生、食品衛生について市が一貫した体制で取り組むことができ、**総合的な保健衛生業務が展開**できるようになった。

組織整備の進展

・食品衛生等の生活や健康に深く関わる許認可や衛生上の指導を市が行うことができるため、**市民の健康と安全を守る体制**が整った。
 ・市の業務と保健所業務が一元化されたことで、企画立案からサービス提供まで一つの組織で**単一の指示命令系統で実施**できる。
 ・医師、薬剤師、獣医師等の専門職が加わり、専門的支援や緊急事態への迅速な対応ができるようになり、**職員の意識改革**につながった。

人員の厳しさ

・訪問事業、医療給付事務で一貫した施策の展開が可能になったが、業務量の増加に比し人員が厳しい状況になっている。
 ・国からの通知により、食品の安全やC型肝炎など保健所が対応する業務が増大している一方、専門職員の採用・補充ができないため、通常の業務に加え、新たな業務量の増加に対応することが困難な状況。

◎報告事項① 中核市へ移行した場合の効果

4 独自のまちづくりを展開

4 独自のまちづくりを展開

民生行政

環境行政

文教行政

都市計画・建設行政

地域の状況をふまえ、市独自の基準を設定することが可能。
様々な分野にわたって市の地域特性を活かし、特色のあるまちづくりを展開することができる。



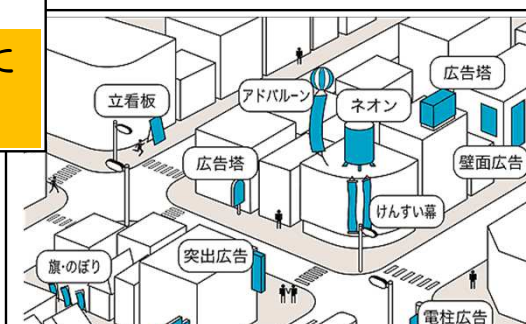
市独自の教職員研修



廃棄物処理に関する許可
の制定



福祉施設等の設備・運営に
関する基準の制定



屋外広告物の許可基準等
の制定

【権限移譲済み】

＜独自のまちづくりを展開＞



＜市職員＞

自律性確保

- ・市の特色を生かした、自主性と相違に富んだ魅力あるまちづくりの展開が可能となった。
- ・地方の独自性が発揮できるようになった。
- ・許可基準、屋外広告物の許可基準など、きめ細かく設定し、独自のまちづくりを行うことができる。
- ・教員研修業務において、業務の増加という多忙化の一方、市の教育方針に沿った研修の実施、市の課題解決に向けての人材育成が可能となった。

業務の難易性・
業務量の増大

- ・環境に関する規制権限の一元化を図れる反面、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法等の許認可業務についても事務権限が移譲されたことから、業務の難易性に加え、事務量の増加は避けられない状況にある。

◎報告事項① 中核市へ移行した場合の効果

5 市全体の活性化

5

市全体の活性化

保健衛生行政

民生行政

環境行政

文教行政

都市計画・建設行政

- ・ 都市として知名度、存在感が一層高まり、観光面での誘客や企業誘致等の経済活動が活性化する。
- ・ 市民に地域への愛着や誇りを持っていただける効果が期待できる。



＜市全体の活性化＞



＜市職員＞

知名度の向上

- ・政令指定都市に次ぐ都市として位置づけられることで、**都市のイメージアップ**を図ることができた。
- ・全体的に許認可業務が増加したことによって、市の存在感が増した。
- ・知名度向上／観光客の増加／経済振興につながる波及効果を実感。
- ・中核市市長会の一員として、**知名度や情報発信力**が高まった。
- ・県内唯一の中核市として、**県都の位置付けが明確**になった。

国とのやりとり

- ・中核市において、総務大臣との懇談や国等への**施策の提案・意見表明が活発に行える**ようになった。
- ・国から直接**情報が得られ**たり、中核市同士で**情報交換**ができるようになった。

広域的なまちづくり

- ・連携中枢都市としての第一歩として、**圏域全体をけん引**し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担っていける。

目次

- 1 調査結果の報告（中間）
 - 01 報告事項① 移行した場合の5つ効果
 - 02 報告事項② -移譲事務の整理-
 - 03 報告事項③ -効果と課題-
- 2 今後、調査研究が必要な事項
- 3 目指す都市像（先行中核市の事例）

◎ 報告事項② -移譲事務の整理-

＜再掲＞第Ⅰ回庁内検討会から

以下の項目について効果・課題を調査・研究する。

項目	内容
1 市民へのメリット	・ 県と市において、それぞれ実施してきた事務を、市で一体的に行うことにより、窓口一元化が図られ、市民は一つの窓口で手続きができ、時間の短縮を図ることができる（例：身体障がい者手帳の交付、寡婦福祉資金の貸付など）。
2 市のメリット	・ 都市のイメージアップ ・ 行政機能の強化（保健・医療・福祉の連携の推進、保健衛生行政の拠点を形成）
3 財政面の課題	・ 移行の準備には、保健所等整備費、システム開発経費等の多様な経費を要することが予想されるが、財政支援なし。 ・ 移行後については、交付税措置があるが、普通交付税は国の予算に大きく影響されるため、将来的な推計が困難。 財政的な影響について、庁内検討会・調査部会で今後精査する必要がある。
4 人材面の課題	・ 獣医師及び薬剤師等の専門職については、人材の確保が困難な傾向にあること、幅広く複数の業務に精通した人材の育成が必要であることなどから、他都市では移行4年前から採用試験を実施しているところもある。 ・ 専門職の採用後の育成や人事異動の課題がある。 また、事務職においても長期的な職員の研修が必要となる。
5 その他	・ 中核市は児童相談所の設置ができる（横須賀市・金沢市・明石市）。

◎報告事項② -移譲事務の整理-

<再掲> 県から移譲が想定される主な事務

分野	中核市が処理する主な事務
民生	・ 障害認定・身体障害者手帳の交付 ・ 社会福祉施設（老人福祉施設、介護保険施設等）の設置認可、監督 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務 ・ 民生委員の定数決定 ・ 社会福祉審議会の設置・運営
保健衛生	・ 保健所の設置 ・ 飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可 ・ 診療所、助産所の開設許可 ・ 動物の愛護や管理に関する事務
環境	・ 産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ ばい煙発生施設の設置の届出受理
都市計画・建設	・ 屋外広告物の条例による設置制限（※一部移譲済み） ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
文教	・ 県費負担教職員の研修 ・ 重要文化財に関する現状変更の許可

◎ 報告事項② -移譲事務の整理- ～分野ごとの移譲事務数

全法定移譲事務について、①移譲の有無や対象外を確認、②受理、許可、通知等の個別手続きを一連の事務として集約

分野	法定移譲事務数	移譲済事務数 (対象外事務数)	移譲が想定される 法定移譲事務数	一連の事務数 (〇〇〇に関する事務)
民生	5 5 1	0	5 5 1	5 3
保健衛生	8 5 7	1 1	8 4 6	4 0
環境	4 3 4	1 0 2 (44)	2 8 8	1 5
都市計画・建設	5 7 8	3 8 7 (76)	1 1 5	5
文教	2 4	0	2 4	8
その他	1 0 4	4 3	6 1	1 5
合計	2, 5 4 8	6 6 3	1, 8 8 5	1 3 6

市民、事業者及び市への効果・課題を検討する事務数



目次

- 1 調査結果の報告（中間）
 - 01 報告事項① 移行した場合の5つ効果
 - 02 報告事項② -移譲事務の整理-
 - 03 報告事項③ -効果と課題-
- 2 今後、調査研究が必要な事項
- 3 目指す都市像（先行中核市の事例）

◎報告事項③ -効果と課題- 市民への効果

(調査部会の調査結果から)

事務名	効果
・ 社会福祉事業に関する事務	事業区域が本市内のみの場合、社会福祉法人の設立認可申請と施設設置の届出をいずれも市に提出することができる。
・ サービス付き高齢者向け住宅事業	福祉部署等との連携が図りやすくなる。
・ 大気汚染防止に関する事務 ・ ダイオキシン類に関する事務	すでに権限移譲されている業務と合わせて、関係業務の窓口が一本化され各種手続きがわかりやすくなる。
・ 福祉資金貸付に関する事務	相談から貸付決定まで2～3ヵ月程度要していた事務手続きが簡素化され、利用しやすくなる。
・ 温泉法に関する事務 ・ 公衆浴場法に関する事務	旅館業を営む事業者は、水質汚濁防止法との関連があるため、市の立入検査の回数を減らすことができるため、負担を軽減できる
・ 病児保育事業に関する事務	国からの周知事項が県を経由せず直接市に通知があるため、市民や事業者へ周知までの期間が短縮される

◎報告事項③ -効果と課題- 市への効果

(調査部会の調査結果から)

事務名	課題
・ 社会福祉事業に関する事務	・社会福祉法人の設立認可判断にあたり、施設設置の基準を満たすかを併せて確認することができる。 ・既に市で行っている社会福祉法人等に対する指導監査と施設監査とを連携して実施することができる。
・ 建設リサイクルに関する事務	市主導で資源の有効活用及び廃棄物の縮減等を図ることが可能。
・ 屋外広告業の登録に関する事務	指導、助言及び勧告ができるようになり、違法広告物の是正促進を図ることが可能。
・ 病児保育事業に関する事務 ・ 認定こども園設置の届出・許可・認定に関する事務	市が一括して行うことにより、事務処理の迅速化を図ることができる。
・ 終身建設賃貸借事業	高齢者が終身にわたり建物賃貸借を受ける制度を利用できることにより、市内の高齢者の居住の安定をこれまで以上に図ることができる。

◎報告事項③ -効果と課題- 市民への課題

(調査部会の調査結果から)

事務名	課題
・ 社会福祉事業に関する事務	県内の複数の市町に施設を設置する場合、本市に設置する施設については本市に、他市町に設置する施設については県に届出が必要となり、申請先が複数になる。
・ 建設リサイクルに関する事務	法に規定される都道府県の権限がすべて移譲されるわけではないため、対象手続きや届け出の窓口を事業者等へ事前周知を十分に行う必要がある。
・ 屋外広告業の登録に関する事務 ・ サービス付き高齢者向け住宅事業	県内の全域で営業を行っている事業者は、県及び市に登録する必要があるため、手続き及び経済的負担が増大する。

事務名	課題
・ 社会福祉事業に関する事務	・施設設置の認可判断や監査、処分の検討といった事務が増加するため、人員の確保及び高度な専門知識が必要 ・複数市町で事業を実施する社会福祉法人は、法人監査や他の市町所在の施設監査は県が行う一方、本市内の施設の監査は市が行うため、連携がとれにくくなるケースが出てくる。
・ 建設リサイクルに関する事務	建設リサイクル法に係る分別解体等に対する助言、指導等に加え、特定建設資材廃棄物の再資源化に対する助言、指導等の業務が加わり、業務量も増大するため、人員の配置及び専門的な人材の確保が必要
・ 大気汚染防止に関する事務 ・ ダイオキシン類に関する事務 ・ 公衆浴場法に関する事務 ・ 温泉法に関する事務	専門知識と長い経験が必要な業務であり、職員が同じ業務に長期間携わる体制が必要

目次

- 1 調査結果の報告（中間）
 - 01 報告事項① 移行した場合の5つ効果
 - 02 報告事項② -移譲事務の整理-
 - 03 報告事項③ -効果と課題-
- 2 今後、調査研究が必要な事項
- 3 目指す都市像（先行中核市の事例）

◎ 佐賀市の将来像

- ・移行に伴い移譲される事務や権限を活用することで、市民に対し、どのような将来像が提示できるのか

◎ 財政負担

- ・保健所の設置方法により財政負担や専門職の人材確保数が大きく変わってくるため、丁寧な検討が必要

○ 専門職等の人材確保・人材育成

- ・先行中核市では、移行の3～4年前から専門職を採用
- ・先行中核市では、準備段階から職員を県等へ派遣し育成
- ・移行後も一定期間は県から職員派遣を受けると同時に、人材交流や研修を実施

○ 保健所

- ・市内だけでは業務のイメージ・想定が困難のため、県との意見交換や協議が必要
- ・設置方法ごとのメリット・デメリットの分析

目次

- 1 調査結果の報告（中間）
 - 01 報告事項① 移行した場合の5つ効果
 - 02 報告事項② -移譲事務の整理-
 - 03 報告事項③ -効果と課題-
- 2 今後、調査研究が必要な事項
- 3 目指す都市像（先行中核市の事例）

◎ 目指す都市像（先行中核市の事例）

移行年度	市	中核市になる目的／目指す都市像
令和3年度	松本市	市民に最も身近な基礎自治体として、 <u>主体的なまちづくりの推進</u> が図られることに加え、保健所設置等に伴い <u>独自性のある健康福祉政策を展開</u> することにより、先進的なまちづくりと市民サービスの更なる向上が期待されることから、中核市への移行を目指して取組みを進める。
	一宮市	今後、ますます多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより<u>質の高い行政サービス</u>を提供していくため、中核市への移行を目指す。 中核市への移行は、本市がさらに発展・成長していくための大きなチャンス、ステップとして位置づけ、以下の目的を設定して移行に取り組んでいく。 ○<u>市民福祉の向上</u> 基礎自治体として事務権限を拡充し、自らの判断と責任のもと、より身近なところでより多くの行政サービスを担うことにより、市民福祉の一層の向上を図る。 ○<u>自立したまちづくり</u> 地域の実情を踏まえた市独自の基準を設定するなど工夫を凝らし、自主性と自立性を備えたまちづくりを進める。 ○<u>魅力あるまちづくり</u> 尾張地方の拠点都市として存在感を高め、当市のイメージアップを図るとともに、都市としての活力を高め、多くの方から選ばれる魅力あるまちづくりを進める。

◎ 目指す都市像（先行中核市の事例）

移行年度	市	中核市になる目的／目指す都市像
令和2年度	水戸市	「市民が誇れる住みやすいまちづくり」、「特色を生かした自立したまちづくり」、「選ばれる魅力的なまちづくり」に向け、中核市への移行を目指す。 ・将来都市像である「<u>笑顔あふれる安心都市空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸</u>」の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを一層推進し、市民が誇れる住みやすいまちを目指す。 ・本市の実情に応じて自らが創造的な取組を行い、本市の特色を生かした自立したまちを目指す。 ・県内初の中核市になることで<u>都市のイメージアップを図り、都市としての活力を高め、多くの方から選ばれ魅力的なまち</u>を目指す。 また、県都として、水戸都市圏発展のリーダーとしての求心力を高める。
	吹田市	社会情勢、経済状況の先行きが不透明な中で、多様化・複雑化する市民ニーズや超高齢社会の課題に柔軟に対応していくためにも、自治体の規模や特性に応じた役割を担い、自治権限を強化することで、市民の暮らしをしっかりと支える施策を着実に進め、<u>「誰もが安心して健やかで快適に暮らし続けられるまち」</u>を目指す。

◎ 目指す都市像（先行中核市の事例）

移行年度	市	中核市になる目的／目指す都市像
令和元年度	山形市	みんなで創る山形らしさが輝くまち 健康医療先進都市（朱字部分追加） ○「健康」と「医療」を核とするまちづくり ・都市ブランドとしての「健康医療先進都市」を確立し、「健康」と「医療」を核に人の交流や経済の活動が盛んなまちづくりに取り組みます。 ○山形で育まれた文化を活かすまちづくり ・地域性を背景に、多様な価値観や時代の変化に柔軟に対応する受容性を尊重し、都市の持続的な発展に寄与する創造的なまちづくりに取り組みます。 ○広域連携による圏域全体の持続的な発展を目指すまちづくり ・交通網の発達等により市民や企業の活動が広域化する中、近隣自治体と連携することにより、山形県・村山地域と仙山地域の持続的な発展を目指し、まちづくりに取り組みます。（R1.6月連携中枢都市圏を形成） ○産業・経済の活力を生み出していくまちづくり ○豊かな環境を守り育てるまちづくり ○安心して暮らせる地域社会を共に創るまちづくり
	寝屋川市	新たな事務権限移譲を「単純な権限の増加」ではなく「現在の市が有する権限との相乗効果を生み出すチャンス」と捉え、また、中核市移行は将来へのまちづくりのスタートであるということから、「<u>命(いのち)</u>」、「<u>生活(くらし)</u>」、「<u>未来(みらい)</u>」という3つの観点で、本市の行政サービスの向上と都市格の向上を図り、市民にいつまでも愛される 【命と笑顔が輝くまち】を目指す。

◎ 目指す都市像（先行中核市の事例）

移行年度	市	中核市になる目的／目指す都市像
令和元年度	福井市	市民に最も近い基礎自治体として、その自主性や自立性を高めることで、<u>「さらなる市民サービスの向上」と「人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくり」</u>を実現する。 ○市が担当する事務分野を拡大するとともに職員の専門能力を高めることで、「少子高齢化に伴い多様化する行政ニーズ(保健、福祉、医療など)」や「生命・健康を脅かす事態に対する不安の高まり(新興感染症、食の安全、環境問題など)」にも迅速かつ適切に対応する。 ○市が担当する事務分野を拡大し、地域の強みや個性を活かした独自施策を幅広く展開することで、「ふくいの魅力や知名度の向上」につなげる。
	甲府市	中核市移行による新たな権限を最大限に生かし、これまで以上に、質の高い市民サービスを提供することはもとより、地域の実情を十分に踏まえた独自性・創造性のある効果的な施策を推進することで、次に掲げるまちづくりを進めていく。 ・子どもから高齢者まで、誰もが住んでみたいと思える、<u>健やかで心豊かに安心して暮らせるまち</u> ・快適さを実感できる生活環境を創出し、誰もが住み続けたいと思える、<u>自然と調和した持続可能なまち</u> ・圏域全体の発展に貢献することで<u>将来も発展を続けるまち</u>

第3回庁内検討会

令和5年3月開催予定

